

役員報酬規程

第1条 目的及び意義

1. この規程は、公益財団法人八十二みらい財団の定款第31条の規定に基づき、常勤理事の報酬の支給について定めることを目的とする。

第2条 報酬の種類及び通勤手当・副食費

1. 常勤理事の報酬は、本給及び特別手当とする。
2. 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

第3条 報酬の支払方法

1. 常勤理事の報酬は、その金額を通貨で、直接常勤理事に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その常勤理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
2. 常勤理事が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

第4条 報酬の支給日

1. 常勤理事の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前営業日とする。

第5条 報酬の決定基準

1. 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内で、一人当たり年額 14,000,000円 を上限として、理事会で決定するものとする。

第6条 通勤手当

1. 汽車・電車・バスにより総乗車距離片道2km以上を通勤する常勤理事には、通勤に必要な定期乗車券代金を現金支給する。ただし、特殊な事情のある者には定期乗車券金額の範囲内で回数券代金を支給することがある。

第7条 日割計算

1. 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。
2. 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
3. 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4. 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第8条 端数の処理

1. この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、別に定めるものを除き、最終計算において1円を単位に切り上げる。

第9条 公表

1. この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第10条 改廃

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第11条 補則

1. この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人に移行認定の日から施行する。